

放送政策に関する調査研究会

主 な 議 論

目次

1. 国際放送

- 1-1. 外国人向けテレビ国際放送（NHKワールドTV）について・・・・・・・・・・ 4
- 1-2. 外国人向けテレビ国際放送の制度整備について・・・・・・・・・・ 8
- 1-3. 日本国際放送（JIB）について・・・・・・・・・・ 10

2. 認定放送持株会社制度とマスメディア集中排除原則

- 2-1. 民間放送を取り巻く環境・・・・・・・・・・ 14
- 2-2. 認定放送持株会社制度とマスメディア集中排除原則の在り方・・・・・・・・ 17

3. NHKのインターネット活用業務

- 3-1. 基本的考え方・・・・・・・・・・ 32
- 3-2. 個別要望事項に対する考え方・・・・・・・・・・ 36
- 3-3. 制度の在り方・・・・・・・・・・ 40

1. 国際放送

1-1. 外国人向けテレビ国際放送（NHKワールドTV） について

(1) 海外における認知度の向上

- ・ 認知度調査の調査項目や調査対象地域の増加等を図り、精緻な調査を実施することにより、具体的な視聴ニーズを把握し、NHKワールドTVの視聴につなげる取組が必要である。
- ・ NHKワールドTVのホームページのアクセス数(ページビュー数)を分析する手法を確立し、視聴者ニーズを把握するなどの工夫が必要である。
- ・ これらの取組を踏まえて、NHKワールドTVの認知度の向上を効果的に進めることが必要である。
- ・ NHKワールドTVを国内在住、滞在の外国人に視聴してもらうことも、海外における認知度の向上に有効である。

(2) 海外の受信環境整備

【海外CATV事業者等への配信】

- ・ NHKワールドTVの海外視聴者をより一層増やしていくためには、一般家庭や各国のオピニオンリーダーに浸透させることが重要であり、そのためには、海外CATV事業者への配信やオピニオンリーダーの目に触れるホテルや空港等への配信が有効である。

【重点地域を絞った海外配信のプロモーションの実施】

- ・ これまでの受信環境整備には、一定の成果があったと評価できる。今後は、限られた資源の中で国際放送を効果的に展開していくために、重点地域を絞ってプロモーションに取り組んでいくことが有効と考えられる。

(3) 放送番組の充実

【ローカライズの推進(外国語字幕の付与等)】

- ・ BBCやCNNの取組をみても、ローカライズは国際放送の潮流であり、NHKワールドTVにおいても今後取り組むべき課題である。
- ・ ローカライズの推進の第一段階としては、NHKの番組(必ずしもNHKワールドTVに限られない。)に外国語の字幕等を付与し、現地放送局の放送枠を確保して配信することから進めることが現実的である。
- ・ 同じ番組を世界一波で放送するという現状を、各地のニーズに沿った異なる番組を世界複数波で制作し、放送するという体制に移行することについては、経費や人員等の面で課題があることから、中長期的に検討していくことが必要である。
- ・ CNNのローカライズの仕組みを参考にして、現地の販売体制下でローカライズする仕組みも考えていく必要がある。

【ニュース番組の強化】

- ・ 平日深夜・早朝の時間帯のニュース番組枠を拡大することで、24時間いつでも最新のニュースを世界に配信することが可能となり、世界一波で放送しているNHKワールドTVの海外視聴者の拡大に有効である。

【その他】

- ・ 世界の関心事に対する日本の視点等を国際的に発信するような幅広い番組制作が可能な人材の育成や、迅速で正確な報道が実施可能な取材体制の構築を中長期的な課題として取り組んでいく必要がある。
- ・ 日本の国際放送について、自国の文化を発信していくのか、BBCやCNNのようにグローバルな問題を発信していくのか、ミッションを明確にする必要がある。
- ・ 先進国の一員である日本が、アジア地域の情報をどのように世界に伝えるのかは全世界で一定のニーズがあると考えられ、それを前提として、日本の国際放送のミッションの制度化を考えていくことが必要である。

(4) コンテンツ配信手段の多様化

- ・ コンテンツの配信については、TV Everywhere、すなわち、
 - ㊦ 伝送路(放送波、CATV、IPTV、インターネット)
 - ㊧ 端末(TV、PC、タブレット、スマートフォン)
 - ㊨ 視聴形態(放送、VOD)

の多様化が世界の潮流であり、従来の放送波での提供は、視聴サービスの一つにすぎなくなっている。TV Everywhereに対応することは、今後、放送波での提供を継続していくためにも不可欠な状況である。

- ・ 見てもらいたいものを本当に見たい人に届ける最も経済的な方法が、インターネットであると考えられる。
- ・ 放送波による国際放送の世界ではCNN、BBCが先行している現状において、TV Everywhereは、日本の国際放送の地位を向上させるチャンスである。

1-2. 外国人向けテレビ国際放送の制度整備について

○ 国内CATV事業者等への番組提供の任意業務化

- ・ 外国人向けテレビ国際放送を、国内在住の外国人にも視聴できるようにしていくことは、その日本理解の促進と外国人視聴者の意見等を通じた番組の質の向上を図る上で有効と考えられる。
- ・ 外国人向けテレビ国際放送を、国内在住の外国人や、国内ホテルに滞在する外国人に視聴してもらい、認知してもらうこと（内なる国際化への対応）も重要であり、ひいては、海外における認知度の向上にも資するものと考えられる。

1-3 . 日本国際放送（JIB）について

(1) JIBの独自番組の増加

- ・ 現在のJIB独自番組は、週1日30分(1日6回繰り返し放送)の時間枠であり、広告収入増加にも限界がある。また、コンテンツ海外展開等の担い手としての役割を踏まえれば、独自番組の時間枠の拡大を図ることが望ましい。
- ・ JIB独自番組の時間枠を拡大するためには、広告放送の増加(広告料の増収)が課題となるが、世界一波での放送であることから、グローバル広告がメインとなり、広告のスポンサー獲得にも限界があるのが実情である。
- ・ 広告のスポンサー獲得のためには、ホームページのアクセス数(ページビュー数)が営業の有効なツールである。

(2) ローカライズの推進

【JIBの独自番組の多言語化の推進(外国語字幕の付与等)】

- ・ 我が国の映像コンテンツをJIBの独自番組として、外国語の字幕等を付与し、現地放送局の放送枠を確保して配信することが有効と考えられる。
- ・ 多言語化に必要な字幕付与等の経費の増大は、当初は、広告収入の増加や番組提供料では賄いきれないため、政府全体として支援することが求められる。

【現地放送局の放送枠の確保】

- ・ クールジャパン戦略の一環として、日本の映像コンテンツが海外で継続的に視聴される環境の整備を推進していくことが求められている中において、JIBは、民間事業者によるコンテンツ海外展開の主体として、その一翼を担うことが期待される。
- ・ 現地放送局の放送枠を確保するためには、JIBによる現地の営業体制をより一層強化することが必要である。

(3) 官民が連携した我が国の情報発信の拡大

- ・ 平成23年度補正予算による震災復興番組シリーズ等の放送は、官民が連携した我が国の情報発信として、一定の成果を上げたと評価できる。同様の情報発信は、今後も継続的に取り組む必要があることから、政府全体として支援することが求められる。

(4) コンテンツ配信手段の多様化

- ・ コンテンツの配信については、TV Everywhereが世界の潮流であり、従来の放送波での提供は視聴サービスの一つにすぎなくなっているため、TV Everywhereに対応することは、今後、放送波での提供を継続していくためにも不可欠な状況である。

2. 認定放送持株会社制度とマスメディア集中排除原則

2-1. 民間放送を取り巻く環境

(1) テレビを取り巻く環境

- ・ BS放送開始以前、衛星放送による「ローカル局炭焼き小屋論」というのが語られたが、実際には、地上波とBSは視聴の特徴が大きく異なり、棲み分けができています。

(株)電通

- ・ テレビ局には、経済の論理もある一方、まだ地域ごとに自分の地域のテレビ局という、県民意識などが残っている。そこを考える必要がある。

(橘総務大臣政務官)

- ・ 広告市場は成熟し、放送外の収入もなかなか伸びが期待できず、インターネットや海外展開も売上に貢献できる段階ではない。当面は、次の成長に向けた基盤づくりの局面としてビジネスモデルの再構築が必要。

(株)みずほコーポレート銀行

- ・ リーマンショック後の経費削減に伴い、制作をやめたローカル番組が少なからずあったが、制作を一旦止めてしまうと、人材やノウハウが続かず、再開が困難となり、地方からの情報発信が失われてしまう。

(株)電通

- ・ ローカル局は、地域の映像コンテンツ制作能力、地域の流通との太いパイプ、地域特有のキャスティング能力、消費者との距離が近い、といった独自の強みを持っており、それを活かすことが重要ではないか。

(株)電通

- ・ 良質なコンテンツの開発や高度化する放送サービスへの対応は放送局の生命線。そのために必要なコストは削れず、むしろ増やしていかなければならない。

(株)テレビ新広島

(2) ラジオを取り巻く環境

- ・ ラジオの売上高は、2012年度末予測が、ピーク時の約半分。売上減に比例して経費を減らしつつ経営を持続させてきたが、経常利益率はここ数年ほぼゼロ。

(日本民間放送連盟研究所)

- ・ ラジオの再編事例は、60年の歴史の中で恒常的にあるものではなく、2010年以降に出ている点、現在の制度で可能な再編の手法をラジオ事業者は大体取っている点に注目すべき。

(株みずほコーポレート銀行)

- ・ ラジオは、復興特需で2011年度は被災地のラジオが大幅増。ただし番組制作費が大きく、利益の面には反映せず。また2011年の反動で、2012年度は減収見込み。

(日本民間放送連盟研究所)

- ・ 災害時における24時間体制での最新情報の発信は、広告の効果や効率とは一線を画したラジオの大きな存在意義。

(株電通)

- ・ 災害時のラジオの重要性には現在、注目が集まっているものの、ラジオを取り巻く環境はいまだ厳しい状況下であり、今後もこの傾向が続くことが予想される。

(日本民間放送連盟)

- ・ インターネットを活用したラジオの取組としてradikoの月間のユニークユーザー数が堅調に増加しているものの、ラジオメディアの価値向上、ラジオ広告の再価値化のためには、まだ時間と工夫が必要という現状。

(株電通)

2-2. 認定放送持株会社制度と マスメディア集中排除原則の在り方

(1) 認定放送持株会社制度の現時点での評価

- ・ 認定放送持株会社化により、地上テレビ局、系列ネットワーク局、BS局、各社の経営基盤が強化されたほか、グループとしての迅速な業務運営の実現、人的移動の自由度向上等につながっている。

(株)フジ・メディア・ホールディングス、(株)東京放送ホールディングス、日本テレビホールディングス(株)

- ・ 認定放送持株会社の設立により、地上波放送、BS放送、CS放送でコンテンツ価値の最大化を図ることが可能となった。

(株)テレビ東京ホールディングス、日本テレビホールディングス(株)

- ・ ラジオには迅速かつ独立した意思決定が必要だが、テレビ局の子会社ではそれが困難。両者を水平に置いて、それぞれ事業の形態に合わせた経営ができるようにして、持株会社が束ねることのできる認定放送持株会社制度が、グループ運営に最適と考えた。また、近い将来起こりうるメディアの再編に企業グループとして備えるにも有効と判断。

(中部日本放送(株))

- ・ 認定放送持株会社の目的は、グループ力と系列間の連携の強化と思う。関連会社となった弊社から見た場合、まず、株主資本の安定化を実感。また、認定放送持株会社に合わせた四半期決算のために、より透明性の高い事業運営を目指すことになった。このことは、コスト管理や設備投資の効率化に役立っただけでなく、コンプライアンスを含めた内部統制面でも当社の企業体質強化、社員意識向上に役立った。

(株)テレビ新広島)

(2) 制度見直しへの基本的な視点①

【制度の位置付け】

- ・ 放送事業者の経営問題に機動的に対処する一方で、公共的な性質としての放送サービスを切れ目なく提供するための使いやすい制度になっているのかということを検証する必要がある。
(小塚構成員)
- ・ 認定放送持株会社の活用メリットは、経営資源の効率化、資金調達を容易にすることにあると記憶。
(※大谷構成員は制度導入当時の検討に参加)
(大谷構成員)
- ・ 認定放送持株会社制度については、このような制度がなければ、むしろ多様性・多元性の確保が困難となるという背景があって導入されたのだらうと思う。
(山本構成員)

(2) 制度見直しへの基本的な視点②

【規制緩和への考え方】

- ・ 今後の中長期的なメディア環境の変化、競争の激化を考えると、基幹放送としての役割を果たし続けるために、経営の自由度、選択肢、柔軟度を増やしておきたい。そのためにもマスメディア集中排除原則のさらなる緩和を要望したい。
(日本民間放送連盟)
- ・ いろいろ規制緩和を要望しているが、現行制度は多元性・多様性・地域性の三原則を確保するための構造規制として存在している。その規制を外すのであれば、その代わりに行為規制をとということにもなり得る。それが番組編集の自由との関係で難しいというのであれば、代替的にどのような取組をするつもりなのか。自主自律的な取組を含めて何もしないということであれば、電波という公共財をどうやって使うのかという話にもなりかねない。(新美構成員)
- ・ 認定放送持株会社制度といった組織論の話をする際には、まず、何をやりたいかという事業戦略があり、それに基づいて組織論がある。やりたいことに対して一番適しているのであれば、認定放送持株会社制度を採用することになるのではないかと。(株)みずほコーポレート銀行)
- ・ テレビについては、情報技術の多様化、社会のニーズの変化を踏まえて長期的に考える必要がある。ラジオほどには切迫した状況になく、前回の法改正等で行われた規制緩和の効果もフルには活かされていない。制度が活用されていない以上、今後すぐどうすべきかとの結論も出しにくい。
(山本構成員)
- ・ 資産要件を始め、様々な疑問も提示され、活発な議論をいただいたが、短期的な課題と、今全く使われていない12地域特例がどのようになっていくのかといった、短期的な課題を解決した後に中長期的に考えるべき課題があり、タイムスパンを分けて見る必要がある。ぜひ今後も議論を通じて、当面やるべき課題、また中長期的にに応じていく課題については整理して欲しい。
(柴山総務副大臣)
- ・ 現場のニーズに適切に従った形での制度緩和を行うことが喫緊の課題であると考えている。支配の該当性の定義自体を変えることや、実際には使われていない認定放送持株会社特例の12地域枠の考え方については、中長期的な課題として考え方の整理を行う一方で、当面の実需のある規制緩和のニーズ部分にはしっかり対応していく形での整理をいただいた次第。
(柴山総務副大臣)

【多元性・多様性・地域性の確保】

- ・ 制度を使って様々な組織再編が行われるとなると、ローカル局の大切さをどう入れ込んでいくかという話が出てくる。ローカル会社の発言権を残しておくとか、場合によっては、いわゆる社外取締役の変形というわけではないが、ローカル取締役のような形で発言するといった仕掛けがあったほうがよいと思う。
(小塚構成員)
- ・ 放送事業者に対して組織的な規定を入れるというのは、従来あまりしてこなかったことだが、例えば、緩和する部分についてはそれを入れるなど組み合わせ、在り方を考えていくというのは一つの検討課題。
(小塚構成員)

(3) 具体的な見直しの方向性 / ア 議決権保有規制①

(ア) 放送対象地域が重複しない場合の議決権保有規制について

【緩和の要望】

- ・ 1/5から1/3への緩和後、規制緩和を利用して旧上限の1/5を超えた社は全国で12社あり、さらなる緩和で経営の自由度を増やす必要。また、認定放送持株会社制度において子会社化(議決権保有1/2超)が認められている一方、マスメディア集中排除原則では1/3までとなっており、この空白部分を埋めるためにも放送対象地域が重複しない場合の議決権保有規制の緩和が必要。

(日本民間放送連盟、(株)フジ・メディア・ホールディングス)

- ・ 1/5から約1/3への緩和を認定放送持株会社として初めて活用し、すでに系列局10社を1/5を超えて取得し、持分法適用関連会社とした。10社中6社が3割超、1/3の上限に張りついている事実を確認いただきたい。

系列局の株式放出の受け皿として認定放送持株会社を活用している面もある。系列局の株式が放出される理由は、局の業績が悪くなったのではなく、株主の業績が悪くなって株を手放すケースのほか、流動性がない放送株をもう持ちたくないとするケースがある。この問題は系列局発の問題ではなく、系列局の株主発の問題。

(株)フジ・メディア・ホールディングス)

- ・ 系列局の株式放出の問題の難しさは、株自体、非上場株式で譲渡制限がついていること等により、新たな引受け手が見つかりにくいこと、また、潤沢な会社があっても、それが放送局の株主としてふさわしいかどうかという問題があり、結果的に認定放送持株会社に持ち込まれた場合があった。

(株)フジ・メディア・ホールディングス、(株)テレビ新広島)

- ・ 当社固有の話かも知れないが、我々は、地元の大株主が株式を手放す事態はあまり懸念していない。

(北日本放送(株))

【支配の定義】

- ・ 独禁法では25%超保有、なおかつ第一位の株主であれば、実質子会社に該当。(大久保構成員)
- ・ 経済法的な普通の考え方では、1/3の議決権を持っていて支配に当たらないとはなかなか言えないと思う。

(曾我部構成員)

- ・ 1/3に満たない場合でも筆頭株主であるケースの影響力は大きいだろう。中長期的には、1/4かつ筆頭株主といった基準にした方が望ましい気がする。

(曾我部構成員)

(3) 具体的な見直しの方向性 / ア 議決権保有規制②

(ア) 放送対象地域が重複しない場合の議決権保有規制について(続き)

【1/3～1/2の議決権保有の緩和に関する考え方】

- ・ 地上基幹放送事業者の議決権の保有比率について緩和を求める意見に関して、現在、保有不可となっている部分(1/3～1/2)を保有可能とする方法としては、支配関係に該当しない1/3以下の部分を1/2まで引き上げる方法と、現在1/2超としている子会社の範囲を1/3超まで引き下げる方法があるのではないかと。後者の場合は12の放送対象地域の範囲内という限定が付く。(山本構成員)
- ・ 子会社の範囲を1/3まで落とす形よりも、むしろ支配関係の基準を1/3から1/2まで上げる方法が放送事業者に柔軟に受け入れられるのではないかと。(株)フジ・メディア・ホールディングス
- ・ 議決権保有比率が1/3から1/2の間ではグループ経営の効率性が十分に発揮できないというのではなく、(現在の子会社範囲の1/2超よりも)もう少し低い比率でも、グループ経営の効率性は十分発揮できるのではないかと。もしそういえるのであれば、その範囲に合わせて(グループ経営による支配の範囲を)少し広げていく方が、実態にも合っているのではないかと。 (大久保構成員)
- ・ 議決権保有に係る規制の緩和は非常に大きな論点であり、本来は理論的にも詰めなければいけないが、当面、認定放送持株会社制度の中で対応していくことを考えれば、コンサバティブに考えて、12地域特例の枠の中で慎重に考えるべき。(新美構成員、長谷部座長)
- ・ この議決権保有規制の問題は、本来は「どの比率までなら支配に該当しないのか」の問題として考えるべきと思うが、実際のニーズも不明であり、コンサバティブな打ち出し方をするものとして、一定の歯止めとして12の枠を活用するという趣旨から理解。(小塚構成員)
- ・ 今は1/3から1/2の間は持てないので、そこを持てるようにするということが、ローカル局の大株主が株を放出した場合、引き取り手が1/3を超えて持てるようにしたいというニーズに対して、その突破口を作るという意味では規制緩和になることは理解できる。(山下構成員)
- ・ 現に今、議決権保有率が1/2超での12地域特例の活用(の事例)が皆無ということなので、(1/3～1/2の議決権保有比率の緩和等について)12地域特例の枠内という方向性を打ち出されたときに、どれだけのニーズがあるのか、意見をいただいてみたい。(大谷構成員)

(3) 具体的な見直しの方向性 / ア 議決権保有規制③

(イ) 放送対象地域が重複する場合の議決権保有規制について

【緩和の要望】

- ・ 地上テレビについては、放送対象地域が重複する場合の議決権保有規制に関しても、現行の「1/10まで保有可能」の緩和要望があった。議決権保有が1/10までだと、株式の引受先が動きにくいとの声があり、機動的な経営のためにこの緩和が必要とのこと。
(日本民間放送連盟)
- ・ もし本当に困った局を救わなければならない状況になったときは、同一地区内の規制を緩和し、同一地区内で連携し経営することが、最も現実的な方法と考える。ただしあくまで仮定としての制度的な(検討の)話で、現在の予定はない。
(北日本放送(株))
- ・ 同じ県域、同じ地域での再編が不可となっている点は、伝送路の効率化などのコストメリットの観点から考えれば、今後の論点としては必要。
(株みずほコーポレート銀行)
- ・ (同一地域内の規制の緩和の必要性に対する質問に対して)今現在、質問の点に対して当社内で重要な検討課題とはなっていない。
(中部日本放送(株))

【見直しへの考え方】

- ・ 同一地域内の再編にもハードの部分とソフトの部分がある。ハード部分については現在でも(ハード・ソフト分離制度を活用することにより)合併ができる。
(山本構成員)
- ・ 仮に1局2波となっても、媒体の特徴を自分たちで訴求できなければ、売上げ自体は単価が下がって1+1=2にならないとの指摘があった。
それは総合編成を2つ合わせるという前提かと思うが、そこを何か少し動かせば変わってくることはないか。
(山本構成員)

(3) 具体的な見直しの方向性 / イ 役員兼任規制

【緩和の要望】

- ・ 議決権保有規制が1/5から1/3に緩和されたことなどを踏まえ、役員規制についても1/5まで兼任可能から1/3まで兼任可能に緩和することが適当。

(日本民間放送連盟、(株)テレビ東京ホールディングス)

- ・ 放送局の経営には放送局運営に通暁した人材が必要であるが、そうした人材は限られているため(キー局とローカル局間、ローカル局相互間共に)、役員兼任規制の緩和を望む声は多い。

(日本民間放送連盟、(株)テレビ東京ホールディングス)

【見直しへの考え方】

- ・ 他の産業の場合、コストの節減のためだけに持株会社化しているわけではなく、グループ全体の経営組織の在り方、機動性等を考えている。そうした点を考えると、放送制度は、資本だけでなく役員兼任といった面も規制を課しているが、そのような規制も一緒に緩和していけば、事業者にとってより使い勝手がよくなるのではないかなと思う。

(小塚構成員)

- ・ ローカル局は、キー局のネットワーク系列の中に入り、JNN系列だと28社あるが、現在も、営業、編成、報道等ごとに系列内で幹部同士が情報交換や意見集約を行う会議が行われている。現状でも十分ローカル局の考え方や意見はキー局に上がる形にはなっているが、その中で、認定放送持株会社の傘下に系列のローカル局が置かれることになれば、さらにその密接な関係が活かされるのではないかな。

(株)電通

- ・ 企業経営の在り方が変わり、役員の在り方・位置付けが多様化していく中で、役員を一律に書くことは難しくなっているのではないかな。制度自体はきちんと押さえた上で、テクニカルなところは省令等に落とす等柔軟な考え方もあり得るのではないかな。

(小塚構成員)

- ・ 制度を使って様々な組織再編が行われるとなると、ローカル局の大切さをどう入れ込んでいくかという話が出てくる。ローカル会社の発言権を残しておくとか、場合によっては、いわゆる社外取締役の変形というわけではないが、ローカル取締役のような形での発言の仕掛けがあった方が良くと思う。

(小塚構成員)※再掲

(3) 具体的な見直しの方向性 / ウ 認定放送持株会社制度の12地域特例（「12」の枠の在り方）

【緩和の要望】

- ・ 認定放送持株会社について、現在12地域までとなっている認定放送持株会社の子会社とし得る地上放送事業者数の上限の緩和を要望するもの。民放ネットワークの経営基盤の強化、グループ経営の効率化、企業価値の最大化のために緩和が必要と考えたもの。（日本民間放送連盟）
- ・ 平成20年の認定放送持株会社制度導入の意見募集の際に、12の上限について、関東広域局を7局相当として傘下に入れると、残り5局のみとなるのは、経営資源の効率的な運用、放送事業者間の連携等には不十分との意見を出した。（日本民間放送連盟）

【見直しへの考え方】

- ・ （収益性の悪い）系列ローカル局の子会社化については、認定放送持株会社自身も上場会社である以上、その会社を傘下に入れる説明が株主に対して困難との話がある。（株みずほコーポレート銀行）
- ・ ローカル局が赤字を出していたら組入れられない。逆に、ローカル局が黒字であれば、キー局としては組入れは可能であるものの、ローカル局側では組入れてもらう必要性が薄い。そうだとすると、マスメディア集中排除原則を緩和してまで複数の地上波（キー局とローカル局）を子会社化できる制度を導入した意味がないようにも思える。（ローカル局救済のみが目的というなら）元に戻してもいいのではないかと議論もあり得るのではないかと。（新美構成員）
- ・ （放送対象地域が異なる事業者間の）再編のコストメリットはそれほど大きくないとのことだが、現在は再編の規模が規制されていることが前提となっている。仮にこれを撤廃した場合は、（再編の効果が違うのではないかと）どうなのか。（山本構成員）
- ・ （議決権保有比率を1/4にする方法の提案に続いて）1/3に満たない場合でも筆頭株主であるケースの影響力は大きいだろう。中長期的には、1/4かつ筆頭株主といった基準にした方が望ましい気がする。引き替えに、12地域特例の範囲の方を広げるといった考え方もあると思う。ただし、これはまた大きな議論が必要になると思う。（曾我部構成員）※再掲

(3) 具体的な見直しの方向性 / エ 資産割合制度

【制度に対する評価】

- ・ 資産要件を規定している趣旨は、そもそも放送と全然関係のない会社が、単に外資による敵対的な買収などを防ぐために形だけ認定放送持株会社化するという乱用を防ぐこととされているが、その他にも、放送の公共性を担い得ないような会社が新規に認定放送持株会社として参入してくるのは公共的に問題だという観点がある。資産要件には一定の意義があるのではないか。
(曾我部構成員)
- ・ 認定放送持株会社の趣旨からすれば資産要件があるのは当然だと思う。
(株)フジ・メディア・ホールディングス)
- ・ 資産要件のベンチマークについては、他の数字を用いる積極的な根拠が見当たらないので、50%という分かりやすい数字を一つの手がかりにすることは常識的かと思うが、実際にはその上でどう弾力的に運用するかという問題がある。
(株)東京放送ホールディングス)

【緩和の要望】

- ・ 認定放送持株会社の資産要件に関しては、現在の制度では、認定放送持株会社における放送関連資産が常時1/2超である必要があるが、各認定放送持株会社の実情を踏まえて、制度の趣旨を阻害しない範囲での緩和を要望する。
(日本民間放送連盟、(株)フジ・メディア・ホールディングス、(株)東京放送ホールディングス、(株)テレビ東京ホールディングス、日本テレビホールディングス(株)、中部日本放送(株))
- ・ 認定放送持株会社の資産要件(放送関連資産が常時1/2超)をカウントする際の「密接に関連する業務」の範囲の拡大を要望する。
(日本民間放送連盟、(株)東京放送ホールディングス、(株)テレビ東京ホールディングス、中部日本放送(株))

【見直しへの考え方】

- ・ 事業者が頑張っって現預金がたまると、資産要件上ではマイナスに働く点を課題として指摘されるケースがある。
(株)みずほコーポレート銀行)
- ・ 一番の問題は現預金、売上に色がついていないこと。放送関連と放送関連でないものとの色分けをするときに、色がついていないものがあるので、それが放送関連でないというふうになってしまうと、うまくできないという問題がある。理屈としては、そこに色をつけるというのが一番正しい解決法。しかし実際に制度として書けない、会計の現場でできないのであれば、割切ってそれに近い結果が出せるような規制の在り方を検討すべき。
(小塚構成員、長谷部座長、新美構成員)
- ・ 認定放送持株会社が事業子会社から利益剰余金を配当の形で吸収する、放送事業との境界面の事業拡大を通じて経営基盤の強化を図るなど、認定放送持株会社としてのグループ戦略に取り組むほど、資産要件から乖離する度合いを強めてしまう。構造的な矛盾があるのではないか。(株)東京放送ホールディングス)
- ・ 放送用資産とはいっても、ほとんどのものは放送事業の周辺領域のものであるということ、また、認定放送持株会社として今後事業基盤を強化していこうとする場合に、外部とのM&Aや業務提携をするに際しても、資本提携がセットになることが多いので、少しでも余裕を出していただけると大変ありがたい。
(株)フジ・メディア・ホールディングス)
- ・ 弊社のラジオ、テレビは、キー局に比して規模が小さい。地域の情報インフラとして機能・存続するには、グループ全体を経営的に強固にする必要がある。そのための統廃合、効率の良い企業のM&A等を行う場合をシミュレートすると、1/2では抵触する可能性があることが分かった。
(中部日本放送(株))

(3) 具体的な見直しの方向性 / オ マスメディア集中排除原則の衛星基幹放送に係る特例

【緩和の要望】

- ・ 認定放送持株会社の子会社とし得るBS放送のトランスポンダの数と東経110度CS放送のトランスポンダの数(現行は2以下)」の上限の緩和を要望するもの。

BSや110度CSの衛星基幹放送のチャンネル数が飛躍的に増えたことを踏まえて、認定放送持株会社がグループ全体としてコンテンツの有効活用、放送サービスの高度化に対応できるようにすることを目的とするもの。

(日本民間放送連盟、日本テレビホールディングス(株))

(3) 具体的な見直しの方向性 / カ ラジオを取り巻く状況への対応①

【緩和の要望】

- ・ 実際に、ラジオの4局兼営特例を活用し、一社二波で運用を行っている例(FM802)も出ているが、経営の安定化のためには、更に緩和を行うことで選択肢を拡大することが必要。地上ラジオ放送に対する議決権保有比率、役員兼任規制の適用の全廃を要望する。

(日本民間放送連盟)

- ・ コミュニティ放送については、地上放送(テレビ、ラジオ)との合併・兼営を可能とすることを要望する。同一地域内のコミュニティ放送と地元ラジオ局、テレビ局が合併・兼営により、新たにコンテンツ展開や営業の展開に可能性が生まれるほか、災害時のきめ細かい対応にも期待できると考える。

(日本民間放送連盟)

【ラジオを巡る状況】

- ・ 本日の話で、ラジオの中短波が非常に厳しい事業環境であることを認識。この状況の中、ラジオ局をどのように残していくかを考えたい。

(柴山総務副大臣、橋総務大臣政務官)

- ・ ラジオ事業の課題への対応については、どの局も永遠の課題。今、ラジオの業績は確かに下がっているが、放送の内容や営業について、やるべきことをやり尽くしていないのではないか。

(北日本放送(株))

- ・ ラジオに関して、全面的な規制緩和を要望しているが、これは一つの社が別の社を持つという経営の根幹にかかわる問題であり、具体的な話はこの場では出しにくい話であり、民放連としては、一般的な形で各社の要望を申し上げるところにとどまるもの。

(日本民間放送連盟)

- ・ 規制緩和をして経営のフリーハンドを持たせるということは非常に重要だが、ラジオはもうフリーハンド云々というより、かなり切迫した状況にあって、具体的に手を打っていないといけない状況。

(山本構成員)

- ・ ラジオは構造的にかなり経営状況が厳しい状態にあることは確か。経営困難特例が適用できる状態には至ってはいないものの、その一歩手前の、かなり難しい状態にある。経営困難特例の緩和というよりは、経営状況の悪化に対して、より早い段階で対応が行えるような制度を考えていかなければいけないのではないか。

(大谷構成員、山本構成員、山下構成員)

(3) 具体的な見直しの方向性 / カ ラジオを取り巻く状況への対応②

【多元性・多様性・地域性の確保】

- ・ 多元性・多様性・地域性という考え方を一切外すということとはなかなか難しいが、メディア全体の環境の中で、ラジオの役割を考えながら、多元性・多様性・地域性の中で、どの部分をラジオが守るべきかを考えて、そこはきちんと担保する。しかし、それ以外の部分はある程度規制を緩和して、他のメディアに委ねていくという考え方が必要になるのではないかと。(山本構成員)
- ・ ラジオに関しては、ラジオというメディア自体がある程度の独立性をもって存在していることを、一つの多元性・多様性として見るかということではないか。テレビの場合は地域性だけではなく、多元性・多様性が全国ネットワークで統一されてしまうことをどう考えるかという視点が強いが、ラジオの場合はむしろ同一地域内で、テレビやコミュニティ放送との関係をどう考えるかという話であり、そういった中でラジオというメディアがどの程度の自立性を持つことが必要なのか、場合によってはラジオがあるということだけで意味があるということなのかという話ではないかと思う。
アメリカのように車社会で、FM放送の収益性が高いならばともかく、公共性は高いけれど、収益があまり見込めないという状況にある日本で、ラジオをどうやって放送全体の中で抱えていくかという話だとすると、今のようなことを考える必要があると思う。(小塚構成員)
- ・ 自社制作比率が高いことが、ラジオのそもそもの特性であり、構造的なものだと言えれば、多元性・多様性・地域性が確保されるものであり、マスメディア集中排除原則をある程度緩和しても問題ないということもあるかも知れない。(曾我部構成員)
- ・ 制度を使って様々な組織再編が行われるとなると、ローカル局の大切さをどう入れ込んでいくかという話が出てくる。ローカル会社の発言権を残しておくとか、場合によっては、いわゆる社外取締役の変形というわけではないが、ローカル取締役のような形で発言するといった仕掛けがあったほうが良いと思う。(小塚構成員)※再掲

【コミュニティ放送との兼営について】

- ・ (民放連のコミュニティ放送とテレビ、ラジオの兼営要望について)コミュニティ放送の放送エリアは市町村単位、通常のラジオの県単位での県域免許と、視聴者の対象も異なる。また、経営の母体も実態面は相当違っているのではないかと。コミュニティ放送の市町村単位でのきめ細かなサービス等に悪影響が及ばないようにすべき。(大谷構成員)
- ・ 民放連から要望が出ていたが、ラジオの重要性を考えると、ラジオとコミュニティ放送との間のバランスが現行制度のままで良いのかどうかについて、議論する余地があるのではないかと。(山下構成員)

(3) 具体的な見直しの方向性 / カ ラジオを取り巻く状況への対応③

【経営悪化に係る措置】

- ・ もしものための(経営上の)セーフティネットの仕組みについて、検討していただきたい。(株)電通
- ・ (経営状態の悪化に対処する制度は)民放側からはなかなか危機が現実化しないと要望としては出てきにくい性格のものかもしれないが、制度としてはあらかじめ考えておく必要がある。(日本民間放送連盟)
- ・ 現行の経営困難特例は、会社更生法の適用など、もはや手の施しようがなくなった段階でしか使えない。本来であればもっと早い段階で手が打てるようにしておく必要があるのではないかと。(小塚構成員)
- ・ (経営困難特例について)これは認定放送持株会社制度ができる前に作られた仕組み。適用条件が非常に危機的な状況、つまり利用がやむを得ないような状況で、やっと(対象会社に)手を出せるようになってきていること、せつかく資本注入して投資してもそれを十分に回収できないまま一定の期間経過後に強制的に売却させられることになることは大きな問題。その辺を含めてこの制度をもう一度検討して欲しい。(株)東京放送ホールディングス
- ・ 現在の経営困難特例はあくまでも視聴者の保護という考え方がベースで、電波を止めないためのもの。ラジオを積極的に再編できるような仕組みを考えていかなければいけないのではないかと。(大谷構成員)

【今後の検討について】

- ・ ラジオの問題は、(本研究会と併行して開催中の)「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」で、現場の実情や要望を踏まえた検討を実施中。制度面で不都合があればこちらの研究会にフィードバックされることになる。(柴山総務副大臣)
- ・ ラジオについては、まず相互の強靱化検討会で検討していただき、何か制度面に関わる話があれば、当研究会にフィードバックしていただく話と考えている。(長谷部座長)
- ・ 強靱化検討会におけるラジオの検討は施設や技術面の話が主。検討の中で制度面の課題が出てくると思うので、その場合には、こちらの研究会で議論して欲しい。両研究会で相互にフィードバックする関係になればと思う。(山本構成員)

3. NHKのインターネット活用業務

3-1. 基本的考え方

【方向性】

- ・ 全体の方向性として、放送と通信の融合が技術的に可能となり、社会的なニーズも増加・多様化している点を考慮すると、NHKがそうした技術を推進するという方針には大変共感できる。

(構成員等)

- ・ 一般論の部分でNHKがインターネットの活用を推進していく方向性は理解できるが、放送制度とそれ以外の言論制度(新聞、書籍等)との関係で、NHKが肥大化しすぎないことが言論制度の健全なあり方なのではないか。

(構成員等)

- ・ NHKの使命に鑑みて、公共性があれば何でもできるわけではなく、放送が本業である以上、いかに公共性のある情報でも何らかの制約を受けるのが大前提。

(構成員等)

- ・ NHKがインターネットを利用すること自体は否定しないが、無制限の拡大は、民間による市場の自立・発展を妨げかねない。

(日本新聞協会)

- ・ 民放事業者が最も危惧するのは、NHKが受信料収入を使ってインターネット関連業務等を際限なく拡大することで、「放送の二元体制」のバランスが崩れ、ひいては国民・視聴者に不利益をもたらすこと。

(日本民間放送連盟)

【NHKが実施し得る業務の範囲(総論)】

- ・ NHKの提案は、現行の受信料制度を前提とするならば、あくまで放送事業がメインであって、それに付随する、又は関連する部分について業務を拡大していこうということになるだろう。

(構成員等)

- ・ NHKは放送法に基づき設立された特殊法人で、受信料収入を財源とする公共放送であることから、NHKが実施できるインターネット活用業務は「放送の補完」が基本。

(日本民間放送連盟)

- ・ 「補完」の内容について、例えば、放送のために収集した情報であること、市場への影響、予算上の制約といったものがあるのではないか。

(構成員等)

- ・ NHKがインターネット配信可能なコンテンツは「既放送番組等」に限られており、放送と関係のない独自コンテンツは明らかに「放送の補完」とは言えない。

(日本民間放送連盟)

- ・ 検討にあたっては、「NHKの目的や使命に合致しているか」、「サービス範囲が明確であるか」、「受信料がどの程度使われるか」といった視点に加え、「民間事業者との公正な競争」、「地域免許制度など放送制度の根幹との整合」、「基幹放送の普及・発展における先導的な役割」などの視点も重視すべき。

(日本民間放送連盟)

- ・ 業務としての補完性という議論であるのか、市場への影響の観点からの議論なのかは、切り分けて議論していくべき。

(構成員等)

【NHKが実施し得る業務の範囲(判断基準)】

＜市場への影響＞

- ・ 「市場」とは何かを考える際、放送の二元体制の中でのNHKの位置付けという問題と、放送法で規律される世界の外でのNHKの位置付けの両方に係る「市場」を考える必要がある。この2つの位置付けは①の公共放送の役割と②の放送の補完の双方が関係しているのではないか。

(構成員等)

- ・ この基準は、影響が大きいならば、慎重に検討する必要があるという消極的基準として機能するぐらいなのではないか。①の公共放送の役割の中に入れてしまうと市場への影響という観点があつきりしないため、独立させるべきではないか。

(構成員等)

- ・ 公共放送が二元体制の下で民放と均衡して発展していく観点からの「市場への影響」は、放送市場に関係するものとなる。それとは別に、受信料財源で運営されているNHKが、インターネット市場における一般的な競争にどのような影響を与えるのかという観点もあるのではないか。

(構成員等)

- ・ これは、判断の基準としての問題ではなく、アセスメントの問題として検討した方が良い。環境アセスメントのように、影響に対する措置を事業者が精査し、それが合理的かを判断する形になるのではないか。

(構成員等)

- ・ この観点を織り込んだ実施基準を、NHKが自ら包括的に策定するのは無理がある気がする。

(構成員等)

＜支出規模＞

- ・ 「支出規模」について、例えば、放送番組のために通信で情報を流すという際に、通信の方がコストがかかる場合には、「放送の補完」にあたらぬとして切り捨ててよいのかという問題もあり、「放送の補完」の概念については、様々な観点から議論を進めるべき。

(構成員等)

＜判断基準の具体的内容＞

- ・ 実施基準を認めるかどうかと実際に実施基準の中身をどうするかという2つの問題があり、後者については、業務の内容によって様々な体裁が考えられるが、合理性や適法性を判断する基準は統一的に法令等で定めることができるのではないか。

(構成員等)

3-2. 個別要望事項に対する考え方

【ラジオ放送番組のインターネット同時配信(らじる★らじる)】

- ・ ラジオに関しては、ラジオ自体の魅力を高めていくことが喫緊の課題になっており、別に考えて良いのではないか。
(構成員等)
- ・ (本業務の)恒常化は理解できるが、①民間放送が行っている同様の取組との調整を十分に図ること、②得られた知見は広く公開し技術的成果の共有を図ることの2点を求める。
(日本新聞協会)
- ・ 放送対象地域に即してインターネット配信することが適切。
(日本民間放送連盟)

【オリンピック等国民的関心の高いスポーツ大会の放送対象外競技のインターネットライブ配信】

- ・ 受信料を用いて取得した放映権の有効活用は国民の利益に合致するが、包括的認可には賛成できない。業務範囲を定めた明文規定が必要。今後も、包括的でない認可申請を得て、終了後には成果を公開する手続きを設けることが必要。
(日本新聞協会)
- ・ 対象となるイベントは限定的にとらえ、その範囲を明確にする必要があると考える。
(日本民間放送連盟)
- ・ 地上放送、BS放送での放送を優先し、ライブ配信の対象はNHKおよび民放事業者が中継(録画中継やライブストリーミング含む)しない競技・試合に限定すべき。
(日本民間放送連盟)

【災害情報や防災等に資する情報の積極的な提供】

- ・ 災害や防災情報は非常に公共性が高いと思うが、災害危機管理、特に防災、減災については、場合によっては何でも防災・減災と言える。

(構成員等)

- ・ これまで実施された範囲内であれば概ね問題ないと考えるが、「防災・減災等に資する情報」については、範囲が不明確。

(日本民間放送連盟)

- ・ 災害報道、防災・減災報道が公共放送の理念と合致するという主張は理解するが、無秩序な拡大を懸念する。何が災害報道等に含まれるのか、基準を示すべき。

(日本新聞協会)

【既放送番組の無料での提供期間に係る制約の廃止】

- ・ ある程度自発的にルールを作るということでもないと、概に許容できるということにならないのではないか。

(構成員等)

- ・ 1か月の制約自体は必要であり、認めるとしても学校放送番組、福祉番組に限定すべき。

(日本民間放送連盟)

- ・ 教育と福祉に限ったものならば、国民の利益に合致する。ただし、要件緩和の範囲や費用を明確にすべき。

(日本新聞協会)

- ・ 既放送番組丸ごとの提供は主として有料で実施しており、(本要望は、)福祉番組などのクリップや学校放送番組といった、基本的には追加費用が殆どかからずに実施できるものを想定している。

(NHK)

【業務ツールとしてのインターネットの活用】

- ・ 「業務ツール」の範囲・趣旨が不明確である。
(日本民間放送連盟)
- ・ NHKの独自催事に関する利用であれば特段の意見はないが、実施範囲と実施手続に係る明文規定を設けるべき。
(日本新聞協会)
- ・ NHK主催イベントであればインターネット配信(ライブストリーミング等)が実施できる、とする従来のNHKの解釈は無理があると考える。
(日本民間放送連盟)

【ハイブリッドキャストの提供】

- ・ 有用性はあると思うが、際限がなくなってしまうとも感じる。
(構成員等)
- ・ NHKが牽引車の役割を果たしていることは理解できるが、現時点では具体的サービス内容が判然としない。
(日本新聞協会)
- ・ 定義が不明確。通信で提供する範囲は、放送番組を補完するものに限るべき。
(日本民間放送連盟)
- ・ ハイブリッドキャストの利用者と、それ以外の受信料負担者との公平性を十分に検討すべき。
(日本民間放送連盟)
- ・ 今後ある程度展開していかなければ、サービスの内容がはっきりしてこない面もある。制度上も検討を要するという点では、NHKとして、さしあたり、放送番組と連動する情報サービスを提供していくという以上のことは考えていない。
(NHK)

【インタラクティブな学校教育コンテンツの提供】

- ・ ほぼ際限なく範囲が広がってしまうように感じる。
(構成員等)
- ・ 民間の教育関係事業者から意見を聴取すべき。
(日本民間放送連盟)
- ・ 要望は、放送の補完という範囲を大きく逸脱している。民間事業者に任す分野と判断。
(日本新聞協会)

3-3. 制度の在り方

【業務範囲規律の方法】

- ・ 特認業務等ですでに実施されてきた業務であっても、業務規定に盛り込み当該業務の実施を恒常化するのであれば、NHKの業務として不可欠か、実施内容は適切か等を精査することが法定化の検討において必要。
(日本民間放送連盟)
- ・ 現在は、個別に電波監理審議会への諮問を経て、総務大臣が認可をする形で多くの部分に対応しているが、例えば、一般的な規定を設けた上で、事後的に1年といった単位で、一体どのような業務を行ったのかについて、国民あるいは総務大臣に対して明確に示していくようなことが考えられる。
(構成員等)
- ・ 結局は個々の業務を見ていくしかない。災害情報発信等の一定のコンセンサスがあるサービスについては、法令上一般的な規定を置けばよいと考えられる一方、ハイブリッドキャストのようなサービスは、現段階でおよそ全部(包括的に)認めることは難しく、個別にチェックしていくしかないだろう。
(構成員等)
- ・ マス排の緩和と同様、NHKの今回のインターネットでの活動領域の拡大についても、段階的に認めていくというのが妥当なアプローチ。
(構成員等)
- ・ NHKの業務範囲が、「附帯業務」を拡大解釈し、「特認業務」という例外措置でインターネット業務に及ぶことは、法の基本概念をゆがめるものではないか。
(日本新聞協会)
- ・ オリンピック等国民的関心の高いスポーツ大会の競技中継等のインターネットライブ配信について、業務範囲を定めた明文規定が必要。今後も、包括的でない認可申請を得て、終了後には成果を公開する手続きを設けることが必要。
(日本新聞協会)※再掲
- ・ ハイブリッドキャストなど新たなサービスについては、放送法の業務規定とNHKの自主基準によって、業務範囲・内容を可能な限り明確にすべき。
(日本民間放送連盟)
- ・ 新しいサービスについては、あらかじめ詳細に規律するよりは、ある程度自由を認めてイノベーションを促していくことが国民・視聴者の利益になると考えられる。
(構成員等)
- ・ (業務範囲に係る)チェックを行う機関については、公益性、本来業務(放送)との関係性や市場性といったことを専門的に審査できることが必要。
(構成員等)

【新たな規律の方法(事後的な見直し)】

- ・ 新たな実施基準について、実施基準が不適當ではないかと判断された場合、総務大臣から何か働きかけができる仕組みを考えているのか。

(構成員等)

- ・ 定期的実績を明らかにするという事後的な透明性の確保が、1番の主旨ではないか。

(構成員等)

- ・ 実施基準が適正に適用されているかを意味する一方で、実施基準自体を見直す仕組みを導入するようにも読める。

(構成員等)

- ・ 包括的な「実施基準」とするが故に、それが社会情勢にあっているかを定期的にチェックする等の透明性確保のための仕組みを考えておいた方が良い。

(構成員等)

【業務範囲に関する事前審査に係る「第三者機関」】

- ・ NHKおよび子会社等の業務に関しては、たとえばNHK内部に透明性・公平性を確保した第三者的な審査機関を新設し、新サービス等の計画段階・実施前における事前チェック、および新サービス等が実施された以降の事後チェックを行うべき。

(日本民間放送連盟)

- ・ 展開したいサービス内容が公共放送の業務範囲に合致するか事前・事後に検証する第三者機関などを設け、インターネット活用の理由や活用状況、支出額などを事後に公開する義務を課すなど、NHKの活動を監視する何らかのルールが必要。

(日本新聞協会)

- ・ 英国等の例からは、あまり重たい制度を作ると結局機能しなくなり意味がなくなるので、機動的かつ透明性の高い機関をどのように作っていくかというのは、大きな問題。

(構成員等)